

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：色麻町水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和40年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 非適用
団体名	色麻町（上水道）	職員数（H19.4.1現在）	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	66.6 (H18)	公営企業債現在高（百万円）	308 (H18)
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	85 (H18)
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.3 (H18)
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率（%）	15.5 (H19)
		経常収支比率（%）	85.6 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
{ 合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： }

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	色麻町水道事業経営健全計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	色麻町長 伊藤 拓哉
既存計画との関係	色麻町集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	HPによる公表、町議会定例会にて報告を行う。（3月予定）
基本方針	地方財政の大きな転換期を迎え、いかに効率の良い行財政の運営をするのかが一つの課題であります。本町では平成9年度から様々な行政改革を行い一定の成果が得られています。今後もこの方針を推し進めることとします。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	0	7	7
	補償金免除額			1	1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			3	3

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	38,672	13,484	6,514	58,670
合 計 (A)		38,672	13,484	6,514	58,670
一 般 会 計 の うち (再掲) 負担分					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		38,672	13,484	6,514	58,670

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 の うち (再掲) 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	0	0	2,576	2,576
合 計 (A)		0	0	2,576	2,576
一 般 会 計 の うち (再掲) 負担分					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	2,576	2,576

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容							
財務上の特徴	人口の減少に比例して給水量も漸減傾向であり平成17年度と比較すると3.8%程減少している。このような状況の中で、収入面においては、水道料金はほぼ横ばいで推移しているが受託工事などの料金収入以外の収入は減少傾向である。支出面においては、本年度より人員の適正化や業務の委託等により人件費を削減している状況である。今後は下水道の普及（H18現在水洗化率39.7% H23目標50.0%）により上水道への依存度がさらに高まるため、相対的には給水量は横ばいで推移するものと見込んでいる。しかしながら、現状の有収率が60.2%と極めて低いことから、県平均の88.3%を目標に漏水調査を実施し配水管の敷設替工事が必要な状況であり、なお一層の経費節減と収益の向上へ向けた企業経営が必要となる。							
経営課題	<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>浄配水場の整備（配水管と浄配水場の整備）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業開始が昭和40年で、配水管等の老朽化が進んでいる。なかでも石綿管の破損が著しく、多くの箇所でも漏水しており有収率60.2%となっていることから早急な敷設替工事が課題となっている。また、本町上水道は地下水を水源としていることから浄配水場の取水ポンプの定期的な交換や配水ポンプの適正管理のための整備等を行い、安定供給の確保を図る必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	浄配水場の整備（配水管と浄配水場の整備）	事業開始が昭和40年で、配水管等の老朽化が進んでいる。なかでも石綿管の破損が著しく、多くの箇所でも漏水しており有収率60.2%となっていることから早急な敷設替工事が課題となっている。また、本町上水道は地下水を水源としていることから浄配水場の取水ポンプの定期的な交換や配水ポンプの適正管理のための整備等を行い、安定供給の確保を図る必要がある。				
	課 題	浄配水場の整備（配水管と浄配水場の整備）						
	事業開始が昭和40年で、配水管等の老朽化が進んでいる。なかでも石綿管の破損が著しく、多くの箇所でも漏水しており有収率60.2%となっていることから早急な敷設替工事が課題となっている。また、本町上水道は地下水を水源としていることから浄配水場の取水ポンプの定期的な交換や配水ポンプの適正管理のための整備等を行い、安定供給の確保を図る必要がある。							
	<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>未収金の徴収対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">未収金の決算額は毎年度平均9,400千円（5年間平均）程度となっているが未納者に対しては督促状の発送や臨個訪問を実施して徴収している。このような状況の中で、ある程度の成果はあがっているものの、未納者の固定化が大きな課題となっている。水道料金の未収金回収は、長期化するほど困難を生じ、徴収経費もかさむほか使用者との不公平があることから法令等を踏まえ迅速かつ適正な対処が必要である。</td> </tr> </table>	課 題	未収金の徴収対策	未収金の決算額は毎年度平均9,400千円（5年間平均）程度となっているが未納者に対しては督促状の発送や臨個訪問を実施して徴収している。このような状況の中で、ある程度の成果はあがっているものの、未納者の固定化が大きな課題となっている。水道料金の未収金回収は、長期化するほど困難を生じ、徴収経費もかさむほか使用者との不公平があることから法令等を踏まえ迅速かつ適正な対処が必要である。				
課 題	未収金の徴収対策							
未収金の決算額は毎年度平均9,400千円（5年間平均）程度となっているが未納者に対しては督促状の発送や臨個訪問を実施して徴収している。このような状況の中で、ある程度の成果はあがっているものの、未納者の固定化が大きな課題となっている。水道料金の未収金回収は、長期化するほど困難を生じ、徴収経費もかさむほか使用者との不公平があることから法令等を踏まえ迅速かつ適正な対処が必要である。								
<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>水道料金の改定（H25）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本町の水道料金は平成9年度に改定してから10年間据え置いている。その間、老朽化した水源地や浄水場配水管の改修を行い最善の維持管理に努め積極的に経費の節減に取り組んできた。また、本年度からは職員1名を削減し、費用の抑制や事業の改革を図る所存である。しかしながら有収率向上に向けた投資や下水道普及に伴う給水量の確保のためには平成25年度以降の維持管理は困難な見込みとなるため水道料金の改定が必要となる。</td> </tr> </table>	課 題	水道料金の改定（H25）	本町の水道料金は平成9年度に改定してから10年間据え置いている。その間、老朽化した水源地や浄水場配水管の改修を行い最善の維持管理に努め積極的に経費の節減に取り組んできた。また、本年度からは職員1名を削減し、費用の抑制や事業の改革を図る所存である。しかしながら有収率向上に向けた投資や下水道普及に伴う給水量の確保のためには平成25年度以降の維持管理は困難な見込みとなるため水道料金の改定が必要となる。					
課 題	水道料金の改定（H25）							
本町の水道料金は平成9年度に改定してから10年間据え置いている。その間、老朽化した水源地や浄水場配水管の改修を行い最善の維持管理に努め積極的に経費の節減に取り組んできた。また、本年度からは職員1名を削減し、費用の抑制や事業の改革を図る所存である。しかしながら有収率向上に向けた投資や下水道普及に伴う給水量の確保のためには平成25年度以降の維持管理は困難な見込みとなるため水道料金の改定が必要となる。								
<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <th>課 題</th> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	課 題				課 題			
課 題								
課 題								
留意事項	老朽化した配水管については、耐震構造の配水管に布設替を行い、災害等に備え増口径管等に変更することにより需要増大への対応や水圧不足の解消に努め浄水場施設については災害や水源地での汚濁水への対策と老朽化したポンプ設備の取替えなど業務の合理化等を検討する。							

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間の経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



区 分		年 度									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債						2 -0				9 -0
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	66	94	36	42	41	13 -5	15 +0	12 +0	10	10
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他										
	計 (A)	66	94	36	42	41	15 -5	15 +0	12 +0	10	19 +0
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	66	94	36	42	41	15 -5	15 +0	12 +0	10	19 +0	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	126	102	48	52	53	36 26	37 -50	48 -50	50	59 50
	うち 職 員 給 与 費										
	2. 企 業 債 償 還 金	11	12	13	13	14	23 24	14	15 -14	15 +14	16 -15
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他										
計 (D)	137	114	61	65	67	59 -50	51 -64	63 -64	65 -64	75 -65	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	71	20	25	23	26	44 -45	36 -54	51 -54	55 -54	56 -55	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	16		7	1			34 -0	29 -0	28 -0	28 -0
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他		2					2 -0	22 -0	27 -0	28 -0
計 (F)	16	2	7	1	0	0	36 -0	51 -0	55 -0	56 -0	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	55	18	18	22	26	44 -45	0 54	0 54	0 54	0 55	
積 立 金 現 在 高	40	52	63	74	85	90 -96	101 -96	103 96	105 98	104	
企 業 債 現 在 高	359	347	335	322	308	287 285	273 271	258 257	243	236 227	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	359	347	335	322	308	287 285	273 271	258 257	243	236 227	
うちその他に係るもの											

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度									
		平成〇年度 (計画前5年度) (決算)	平成〇年度 (計画前4年度) (決算)	平成〇年度 (計画前3年度) (決算)	平成〇年度 (計画前々年度) (決算)	平成〇年度 (計画前年度) (決算見込)	平成〇年度 (計画初年度)	平成〇年度 (計画第2年度)	平成〇年度 (計画第3年度)	平成〇年度 (計画第4年度)	平成〇年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金										
	うち 基 準 外 繰 入 金										
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金										
	うち 基 準 外 繰 入 金										
	うち赤字補てん的なもの										

(3) 経営指標等

フォローアップ用

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率 <sup>※</sup>	(%)	100	93	106	108	112	122 +08	129 +08	119 +14	114	114
総収支比率(法適用)	(%)	104	102	109	111	114	109 +12	131 +11	124 +10	132 +10	132 +10
経常収支比率(法適用)	(%)	104	102	109	111	114	109 +13	131 +13	124 +13	132 +13	132 +13
営業収支比率(法適用)	(%)	128	109	122	123	130	130 +24	151 +24	138 +24	149 +24	149 +24
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

( 4 ) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道事業は清浄な水の供給を図り公衆衛生の向上と生活環境の改善とに奇与する必要がある。料金収入は現行料金の維持を前提に、人口減少が見込まれる中、下水道の水洗化率の向上と相まって、給水人口及び給水戸数を横ばいと設定した。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金については、繰入はしていない。今後も他会計繰入は見込んでいない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資については、配水管の敷設替工事を毎年度実施していく予定である。資産売却については、予定がない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	支出に対しては経常的な支出をはじめ、有収水量の向上を図り支出を抑える。また収入に対しては町民の公平を図り未納額の減少に努めたい。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

フォローアップ用

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	色麻町の集中改革プランでは、平成17年4月1日現在の職員数121名を平成22年4月1日現在の職員数109名に削減(削減率10%)することとしている。計画の進捗は平成19年4月1日現在で8名を削減し、削減目標達成率は67%である。 <b>平成22年4月1日の実績としては、89名となり目標達成率は125%となった。</b> このうち水道事業においては、平成17年4月1日現在の職員数5名を平成22年4月1日現在の職員数4名に削減(削減率20%)することとしているが、平成19年4月1日現在すでに目標を達成し職員数4名としている。又、平成20年4月1日現在職員数3名としている。なお、平成22年4月1日以降は、この職員数を維持する計画である。 <b>つたが、極めて過度な勤務態勢となったため、平成21年4月1日現在職員数を4名とした。</b>
給与のあり方	給与のあり方については、給与構造の改革により年功的な昇給から能力・業績に応じた昇給にするため平成18年度より新しい人事考課制度を導入し運用している。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	給与構造改革については、平成18年4月1日から導入し、国と同様としている。地域手当は、支給対象地域に該当していない。ただし、支給対象地域へ派遣がある場合の規定として国と同様の制度としている。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	水道事業における技術労務職員は平成9年度以降配置しておらず今後も配置する予定はない。技術的な面については、業務委託などで対応していく予定としている。
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給は、平成17年4月より全て廃止している。
福利厚生事業のあり方	福利厚生事業においては、職員で組織する互助会等に対する公費支出を平成17年度から廃止している。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	配水管漏水調査を民間に委託し、順次布設替工事を実施して有収率の向上を図っている。課題①
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	水道メーターの維持管理業務や給水装置の修繕業務を民間に委託し、経費の節減を図っている。課題①

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>料金は不公正であったり妥当性を欠くことなく能率的な経営を元に適正な原価を基準に運営し、一定料金算定期間内概ね3年の総括原価を基として算定していきたい。課題③</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>経営健全計画については町ホームページで公開し周知する。又、財務状況に関する情報については、毎年6月及び12月に地方公営企業法第40条の2第1項に基づき公表している。</p> <p>平成15年度から事務事業評価を行っている。平成18年度からは予算編成まで関連づけた運用を行っており、将来的には外部評価まで取り入れることとしている。</p>
<p>5 その他</p>	<p>平成15年度に総合徴収対策室を設置し水道使用料収納向上を図っている。課題②</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

フォローアップ用

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成18年度は職員数は5名であったが、平成19年度からは4名となり、さらに平成20年度は3名となり2ヶ年での人件費で22,623千円の削減となった。しかし、3名体制では極めて過度な勤務態勢となったため、平成21年度からは4名体制とした。今後も人件費の大幅な削減となる見込みであります。今後もこの職員数を維持していくものである。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金の発生実績はない。 また、水道使用料口座振込の普及強化による集金取扱報償費の削減や各種業務に関して民間委託か直営実施かの再検討を行い、そして有収水率の向上に努め、動力費などの維持管理費等に係る経費について5年間で9,899千円の削減を図り、経営の効率化に努める。 なお、有収水率は現在60.2%となっているが、本年度の目標を65%に設定し、その後は年度毎に2%の向上を目指し平成23年度は73%を目標とした。これにより、年間総配水量を算出し動力費の積算を行い削減経費を算出した。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	長期に渡り一般会計からの繰入はしていない。今後も繰入が必要とならないよう健全経営に努める。
4 その他	現年度分及び過年度の未収金の徴収活動を強化する。要候補者 要訪問者 来庁者を区分し各担当者が対応している。 要候補者については現年度分については納期ごとの督促のほか年2回の現年度分一斉催告を実施し年度内に完納となるよう努めている。要訪問者については過年度分については納付交渉を経て分割納付や一括納付を確実に履行するよう厳格に対処している。平成18年度の過年度分収入率は42.4%であり前年度より3.64%上昇した。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策	7,683	8,185	10,034	10,993	10,099		10,443	9,500	11,357	9,000	12,289	8,500
	改善額	2,732	2,230	381	-578	316	5,081	-344	-599	-1,258	4,099	-2,190	1,599
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	27,817	27,965	27,329	27,155	27,554		20,736	19,554	11,749	19,554	15,922	19,554
	改善額	-62	-210	426	600	201	955	6,818	8,000	15,805	8,000	11,632	8,000
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	5	5	5	5	5		3	4	4	4	4	
	増減数(人)							2	-0	1	-0		
	維持管理費等	57,315	52,516	48,693	45,815	45,694		47,415	44,417	43,428	44,051	47,602	43,700
	改善額(適正化)	603	5,402	9,225	12,103	12,224	39,557	-1,721	1,277	2,266	1,643	-1,908	-1,094
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	359,263	347,272	334,754	321,687	308,043		287,203	284,703	273,129	271,231	258,478	257,193
	増減	11,059	11,991	12,518	13,067	13,644	45,593	-20,840	-23,340	-14,074	-13,472	-14,651	-14,038
	改善額合計												
	(参考) 補償金免除額												1,366

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	8	7.9	7.9	7.9	7.8	7.7	7.8	7.6	7.8	7.8
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	621.68	639.03	636.25	636.96	613.73	608	630	594	630	630
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	5,975	5,975	5,975	5,975	5,975	5,975	5,975	5,975	5,975	5,975
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	2,834	2,872	2,859	2,865	3,278	2,948	3,300	2,930	3,300	3,300
最大稼働率 (%)	47.43	48.06	47.84	47.94	54.86	55.23	55.23	55.23	55.23	55.23
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	195	182	189	192	200	202	206	202	206	210
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	195	195	179	178	179	189	190	170	184	184

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。